

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(いじめ防止対策推進法第28条)

(2) 重大事案への対処

重大事案への対処については、次のとおりとします。

- ① 重大事案が発生した旨を、桑名市教育委員会に速やかに報告する
- ② 桑名市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する
- ③ 桑名市教育委員会の指導を受けながら、事実関係を明確にするための調査を実施する
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係およびその他の必要な情報を適切に提供する
- ⑤ 調査結果を桑名市教育委員会に報告する
- ⑥ 調査結果をふまえ、必要な措置を講じる

※ 桑名市教育委員会が直接調査を実施する場合には、調査の円滑な遂行に協力するとともに、資料提供をおこなう。

(3) 再調査

再調査が実施される場合、桑名市教育委員会からの指示に従います。

(4) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等に当たります。

4 学校いじめ防止基本方針の更新、見直し

本基本方針は、国や県、市からの指導や情報提供、他校との実践交流、自らの点検・評価などにより、継続的に見直しを図り、年度毎に更新していくものとします。